

# 中国「一帯一路」の影響は

## 社会科学研 公開研究会

社会科学研究所(宮崎晃臣所長)の公開研究会「中国の一帯一路構想と南アジアへの影響」が10月21日、神田キャンパスで開かれた。



中国のネパールへの投資について話すトリバン大のカニヤ学長

の母国の状況を報告した。英語で基調講演したネパール国立トリバン大学のティラス・ラジャ・カニヤ学長は、応用言語学が専門。「専門家ではないが」と前置きしたうえで、中国、インドとの関係やネパールが抱える貧困問題、南アジア情勢を語り、「中国の思惑はさておき、国民は経済支援を歓迎している。援助や投資についてしっかりと分析や研究を行っていくことが大学の役割だと考えている」と述べた。

徐准教授は、中国の対外援助は公私連携が中心で、「援助、貿易、投資が三位一体」と指摘。「中国はインフラ整備をきっかけに急速に経済発展した経験があり、同じことをしてあげれば相手国に喜ばれると考えている。植民地化と懸念されないような、新しいインフラ投資のビジョンが必要だ」と思うと結んだ。

カニヤ学長は佐々木重人学長を訪ね、両大学について情報を交換した。トリバン大学はネパール最大の大学で、最も歴史がある。

「一帯一路」に反対する理由として、港開港と引き換えに中国に対して膨大な債務を負ったスリランカの例などを挙げた。3氏は研究者や院生ら約30人を前に、終始和やかな表情で質問に答えた。

## 人道支援の課題を探る

### 法学研公開講座

法学研究所(前川亨所長)による「学生と市民のための公開講座」が10月から始まった。12月

で毎月開催する。昨年度に引き続き「現場からの法律学・政治学」をテーマに、第一線で活躍する

報告者を招き、現場と大学での研究の接点を探る。法学部共催。



初回の10月21日は「国際法・国際政治の現場から」として森川幸一法学部教授(国際法)が案内役を務め、認定NPO法人AAR Japan(難民を助ける会)前プログラム・コーディネーターの角谷亮氏が、人道援助活動の現状と課題について報告した。

角谷氏は南スーダンなどに駐在し、ケニアの難民キャンプ事業に従事し人道援助活動について語る角谷氏(右)と森川教授

南スーダンは現在、世界第3位の難民発生国で、隣国ケニアにあるカクマ難民キャンプには18万人以上が暮らす。角谷氏は人道援助の定義やキャンプでの活動を紹介。そのうえで、危機発生時の支援から復興・開発支援に至るまでの長期的な

切れない支援の必要性と、国際協力に関する関心の低さを課題として挙げた。これに対し森川教授は、角谷氏が専門とする「人間の安全保障」について問いかけた。角谷氏は「国家の安全保障ではまかないきれないミクロな問題をカバーできるのが人間の安全保障の大きな強み」と説明。また会場からは、欧米などの難民排除についての影響を問う声が上がった。

今後の講座の予定は次の通り。▽11月25日(土)「地方行政の現場から」▽12月9日(土)「刑事法・刑事政策の現場から」

## 「働き方改革」通じ 経済再生策を論議

### 政策科学 シンポジウム



パネルディスカッションで意見を交わす4氏

基調講演した日本総合研究所理事・主席研究員の山田久氏は、同審議会の同一労働同一賃金部会で正社員と非正社員の処遇格差是正に取り組む。「労使関係は社会のあり方を決める重要な要素」と語り、北欧型社会と労働組合の関係を紹介。「セーフティネットを整備し、労働者の産業間・企業間・地域間の移動を進めることによって全体の雇用を守ろうという発想を、労働組合が持っている。社会全体を考え、労働者が大事では」と述べた。

労働条件分科会委員の安藤至大・日本大学総合科学研究所准教授は、労働力人口の減少による人手不足の一方で、急速な技術進歩で特定の仕事が短期間で失われる「技術

的失業」が増えていると指摘した。表面的な知識や過去の経験より「基礎理論などの知的体力を身につけることがこれからは必要になる」と語った。

宮本光晴教授(経済政策)は「雇用に関するさまざまな問題と制度改革、経済再生のための生産性向上がどうつながるか明確でない」と疑問を呈した。「根底にあるのは働き方ではなくマネジメントの問題」であるとして、従業員が発言力を持って経営に参画する従業員代表制の導入を提唱した。

鈴木奈穂美准教授(社会政策)は、地域福祉に住民を巻き込むという国の「地域共生社会」構想を説明。女性が働きやすい環境整備に期待を寄せた。

「働き方改革」と日本経済が10月30日、約70人が参加して神田キャンパスで開催された。人口減少や長時間労働、厳しいグローバル競争などを背景

景に政府が進める「働き方改革」について、厚生労働省の労働政策審議会委員として議論に参加した2氏と経済学部の教員が、日本経済を立て直しのための課題や方策を話し合った。

## 独基本法から 真実発見考察

### 法学部学術講演会

法学部主催の学術講演会「刑事訴訟における真実発見の限界」が10月27日、神田キャンパスで行われた。国際交流協定校である独マルティン・ルーター大学ハレ・ヴィッテンベルクのヘニング・ローゼナウ教授が講師を務

講演するローゼナウ教授

問題である真実発見と人権保障の調和について考察した。刑法学者である

「刑法各論Ⅱ」を受講する学生ら約250人が受講。講演はドイツ語で行われ、法科大学院の加藤克佳教授が通訳を務めた。

真実発見は正しい判決を下すために必要不可欠である。しかし、ローゼナウ教授が「真実を絶対視するもの」として、被告人・被告人の権利と基本権は、真実への道のりの障害に見えるに違いない」と話し通り、正当な人権が簡単に失われるこ

講演では、「真実発見には限界がなければならぬ」と、真実発見の限界の論拠をドイツ基本法(ドイツ憲法)や刑事訴訟法の解釈、ドイツ憲法裁判所の判例などから探った。

ローゼナウ教授は「真実発見は法治国家原則に位置づけられるべきであり、人間の尊厳の保護に位置づけられるべきではない」と結んだ。

外国語のススメ  
外国語教育研究室

米ボストン市でのホテル・レストラン労働組合のスト決起集会。多くがヒスパニック系だった=2008年

兵頭 淳史 経済学部教授

数年前、米国で現地の労働事情について調査した際、とくに印象的だったことがあります。とりわけ北東部や西海岸の大都市では労働運動が日本よりはるかに活発で、組合のデモや集会などにも頻々と遭遇するのですが、その多くはヒスパニック系が主役で、シュプレヒコールや演説の半分はスペイン語なのです。そうでなくても米国におけるスペイン語の「準公用語」化は多くの日本人の想像を超える域に達して、公共施設や交通機関の表示やアナウンスでも、英語とスペイン語が今やほぼ同等の扱いです。

また、近年の米国では中国系移民も目立って増えていますが、大都市の中華街には、英語のあまり通じないレストランも珍しくありません。もちろん、そんな店で聞こえてくるのはもっぱら中国語です。

## 公開講座情報

スポーツ研究所公開シンポジウム2017 支えるスポーツのフロントライン—スポーツの価値と魅力の再発見—  
2020年の東京五輪パラリンピックに向け、「支えるスポーツ」の価値を考える。基調講演はアテネ五輪ハンマー投げ金メダルの室伏広治氏。  
▽日時 11月29日(水) 13時30分~16時15分(開場13時10分) ▽会場 生田キャンパス10301教室  
※申し込み不要・入場無料

今村法律研究室公開講演会「冤罪と再審の現在」再審請求中の「狭山事件」「袴田事件」、再審無罪判決を勝ち取った「布川事件」の当事者や関係者が冤罪について語る。  
▽日時 12月9日(土) 13時~15時 ▽会場 生田キャンパス542教室  
※申し込み不要・入場無料

今村法律研究室公開講演会「冤罪と再審の現在」再審請求中の「狭山事件」「袴田事件」、再審無罪判決を勝ち取った「布川事件」の当事者や関係者が冤罪について語る。  
▽日時 12月9日(土) 13時~15時 ▽会場 生田キャンパス542教室  
※申し込み不要・入場無料